

平成20年(才)第●●●●号

平成20年(受)第●●●●号

決 定

京都市左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町20番地

上告人兼申立人 神 慈 秀 明 会

同代表者代表役員 小 山 弘 子



上告人兼申立人 津 屋 裕 子

上記兩名訴訟代理人弁護士

杉 本 秀 夫

一 宝 真

櫻 井 義 之



被上告人兼相手方



同訴訟代理人弁護士



上記当事者間の大阪高等裁判所平成20年(ネ)第●●●号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成20年7月8日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年1月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那 須 弘 平

裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 堀 籠 幸 男

裁判官 田 原 睦 夫

裁判官 近 藤 崇 晴

これは正本である。

平成 21 年 1 月 27 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 緑川 憲

